

【問題】

Xは、かねてから交際していたA女が煩わしくなり、「事業に失敗して多額の借金を抱えた。迷惑をかけるといけないので別れてくれ。俺はどうしようもない。」など作り話をしたところ、A女が「別れるくらいなら死んだほうがまし。どうにもこうにもならないのなら一緒に死にましょう。」と言い出した。XはA女の言葉に面食らったが、これ幸いと考え直し、たまたま持っていた睡眠薬一瓶を見せ、「わかった。俺も生きていても仕方がない。睡眠薬がある。これで一緒に死のう。君との思い出の場所がいい。」と死ぬ気もないのに心中するかのごとく装って、街中から車で3時間ほどの、山間のオートキャンプ場に向かった。そのキャンプ場はテントが張れるように整地されているにすぎず、何らの監視・管理もなされておらず、出入りはまったくの自由であった。

Xは、無人のキャンプ場に車を止めると、A女が先に睡眠薬を飲むというので、睡眠薬を瓶ごとA女に渡した。A女は自ら多量の睡眠薬を一気に飲み込もうとして失敗し気管に詰めたため、吐き出すこともできず、まもなく窒息する状態となった。Xは、A女のもがき苦しむ様子を見て可哀想になり、「早く楽に死なせてやろう。」と考え、近くに落ちていた鉄杭(長さ1m、太さ5cm)で思いっきりA女の頭を数回殴打して殺害し、その死体をキャンプ場下のうっそうとした草むらに隠してその場を離れた。その際、XはA女の身元が判明しないようにA女のセカンドバッグを持ち去った。

Xは、自宅付近のごみ収集日に他のごみと一緒に捨てようと3日間そのバッグを自宅に保管していたが、ごみ収集日当日なんとはなくそのバッグの中を見ると、携帯電話、手帳やハンカチのほかに現金10万円の入った財布を見つけた。そこで現金のみを抜き取ったうえで、その他はバッグごとごみ袋の中に入れて捨てた。

Xの罪責を論じなさい(ただし、特別法上の罪責は除く)。

< 出題趣旨 >

刑法総論および各論における解釈論上の典型論点を含んだ事例問題から、基本的な犯罪類型に関する法的知識の正確さ、法的構成力、事案処理能力および論理的表現力を問うものである。とりわけて、条文が「要件 - 効果」構造をとる以上、一定の効果を生ぜしめるための成立要件がまず明示され、当該成立要件を事実に当てはめるための基準等を明らかにし、本問の具体的事実が当該成立要件を充足するかを検討する、法適用の基本的な思考プロセスが答案に示されているかがポイントである。いわゆる論点も法適用の思考プロセスを正確かつ的確に示す契機であって、単に棒暗記した知識を羅列してもさほどの評価を得られるものではない。「条文解釈から各犯罪の成立要件を明らかにし、その要件を規範化したうえで、具体的事実に応じてその適用を行なう」という法適用の思考プロセスにおいて、その論点がどのように位置づけられるのかを意識して論ずるとともに、あくまで特定

の犯罪が成立するか、つまり、論点とされる1つの要件のみにとられるのではなくその成立要件がすべて充たされるのかを丁寧に論述して欲しい。もちろん、試験として時間的制約がある以上、問題処理の法的構成において論ずべき犯罪の重要度を判断し、それに応じた論述バランスの工夫は必要である。

< 主要な論点 >

1. Aの死亡について

(1) Aが自ら多量の睡眠薬を飲んだ点 殺人罪と自殺関与罪の区別

自殺意思の有効性 = Xの欺く行為による動機の錯誤の扱い

* 重大な錯誤説 (「欺かれなければ死ななかつた」) 殺人罪 (因果関係)

* 法益関係的錯誤説 自殺関与罪 (教唆者の幫助行為 / 因果関係)

(2) Xがもがき苦しむAの頭部を殴打して死なせた点 殺人罪の成否

(3) 2つの行為の扱い

2. Aの死体の隠蔽 死体遺棄罪の成否

3. キャンプ場への立入り 建造物侵入罪の成否

4. Aのセカンドバッグおよび現金10万円の持ち去り

(1) セカンドバッグの持ち去り 窃盗罪の成立要件の検討

客観的要件 = 占有侵害の有無 (いわゆる「死者の占有」)

主観的要件 = 不法領得の意思の有無

(2) 現金10万円の抜き取り

窃盗罪 / 占有離脱物横領罪の成否、不可罰的 (共罰的) 事後行為

(3) セカンドバッグ等のごみとしての投棄

器物損壊罪の成否、不可罰的 (共罰的) 事後行為

5. 罪数処理